

	平成21年7月 2日
一部改正	平成22年3月18日
一部改正	平成23年7月14日
一部改正	平成25年12月9日
一部改正	平成26年11月17日

北海道地域事業用自動車安全対策会議運営要領

(名 称)

第1条 本対策会議は、「北海道地域事業用自動車安全対策会議」(以下、「対策会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げた事業用自動車の事故削減目標を確実に達成するため、関係機関及び関係事業者団体との連携のもと、同プランに係る北海道における施策実施目標の設定、具体的に講すべき措置及びそれらの進捗状況の確認等を行い、P D C Aサイクルに沿って、事業用自動車に係る事故の削減に取り組むことを目的とする。

(構 成)

第3条 対策会議は、別記に掲げる者又はその者が指名する職員により構成する。

2 対策会議は、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者の出席を要請することができる。

(議長及び副議長)

第4条 対策会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、北海道運輸局自動車技術安全部長を、副議長は北海道運輸局自動車交通部長をもって当てる。

3 議長は、対策会議を代表し、会務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(運 営)

第5条 対策会議は、議長が招集する。

2 対策会議は、必要に応じ隨時開催することができる。

3 対策会議には、構成員本人(議長を除く。)以外の代理人を出席させ得るものとする。

(作業部会)

第6条 対策会議の円滑な運営を補佐するため、対策会議の下に作業部会を置く。

2 作業部会は、別記に掲げる者をもって構成し、北海道運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官が主催する。

3 第3条第2項の規定は、作業部会について準用する。

(事務局)

第7条 対策会議の事務局は、北海道運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるものその他、対策会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要領は、平成21年7月2日から実施する。

附 則 この要領は、平成22年3月18日から実施する。

附 則 この要領は、平成23年7月14日から実施する。

附 則 この要領は、平成25年12月9日から実施する。

附 則 この要領は、平成26年11月17日から実施する。